

習志野市教育委員会会議録
(令和5年第1回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和5年1月18日(水) | |
| | | 市庁舎5階委員会室 | |
| | | 開会時刻 | 午後3時00分 |
| | | 閉会時刻 | 午後4時30分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 菅 原 優 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 利 江 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 蓮 一 臣 |
| | | 生涯学習部次長 | 上 原 香 |
| | | 学校教育部副参事 | 相 澤 慶 一 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 合 田 聖 |
| | | 指導課長 | 本 間 美 奈 子 |
| | | 総合教育センター所長 | 安 村 和 晃 |
| | | 社会教育課長 | 越 川 智 子 |
| | | 青少年センター所長 | 渡 邊 邦 彦 |
| | | 学校教育部主幹 | 小 出 広 恵 |
| | | 学校教育部主幹 | 西 郡 隆 司 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 佐 久 間 心 之 |
| | | 生涯学習部主幹 | 宮 崎 宗 長 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和4年習志野市議会第4回定例会一般質問等について
- (2) 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について
- (3) 令和4年度いじめ重大事態調査結果について
- (4) 習志野市運動部活動の地域移行について
- (5) ICTマイスター育成事業について

第3 議決事項

- 議案第1号 令和4年度教育費予算案(3月補正)について
議案第2号 文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について
議案第3号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(3)及び議案第1号を非公開とし、議案第1号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和4年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和4年習志野市議会第4回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について (学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(2)「教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について」、説明する。本件

は、令和4年9月の教育委員会会議において、性暴力等発生時のフローについて各委員からいただいた御意見をもとに見直しを行ったものである。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。こちらは、9月の教育委員会会議の際に説明したものとほぼ同じである。本対応は、文部科学大臣決定の指針に基づいて、学校において性暴力等の被害が発生した、もしくはその疑いがある場合の対応等について示したものである。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。「2 性暴力等の定義」についても、以前、御説明したとおり令和4年4月1日に施行された法において定義されているものを示している。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。性暴力等の発覚には様々なパターンが考えられることから、被害児童生徒、もしくはその保護者や目撃者が相談する窓口として、学校の他に、ワンストップ支援センターや総合教育センター等を周知しているところである。また、直接警察への相談、通報がある場合も考えられる。そして、新たに、性暴力等への対応窓口として、教育委員会内に性暴力等対応窓口を設置することとした。今回の対応フローについては、これらの中から、被害児童生徒等相談者から学校に相談・報告があった場合の対応の流れについて示したものである。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。性暴力等発生時対応フローを示したものである。まずフロー中の実線で示している流れが、基本的な対応の流れである。相談を受けた職員は管理職へ報告し、管理職が性暴力等対応窓口へ報告することとしている。破線で示している流れは、必要に応じて行う対応である。緊急性が高い場合や対象者が誰なのかによって、破線のように、相談を受けた職員が直接、警察への通報や対応窓口への報告をすることも考えられる、ということを示している。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。基本的な流れとしては、情報を得た職員が管理職に報告し、その管理職から性暴力等対応窓口へ報告して、報告を受けた教育委員会から警察への通報や相談を行う、という流れとなる。なお、場合によっては、職員から直接、警察や対応窓口への通報・報告、管理職から警察への通報、という流れも考えられる。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。学校内の流れについて説明する。管理職は、職員から報告を受けた場合、速やかに被害児童生徒と加害者の分離を行うこととなる。同時に「校内対応・支援チーム」を設置し、被害児童生徒や保護者への支援や対応窓口と連携しながら、学校内での必要な支援や調査を実施する。学校が行う調査では、被害児童生徒や加害者への詳細な聴き取りは実施しないものである。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。対応窓口での流れについてである。学校から報告があった場合、警察への通報や相談を行い、早期から連携を取りながら進めていくことになる。被害児童生徒や加害者への聴き取りについては、警察や専門家の協力を得ながら実施していくこととなる。基本的には、専門家による聴き取りが行われることになるが、文部科学省の指針でも示されているとおり、被害児童生徒や保護者の意向も踏まえつつ、慎重に進めていくことが必要である。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。「4 性暴力等の被害発生時の対応について」は、先程の対応フロー中のそれぞれの立場における具体的な対応の内容や留意点を示したものである。「(1)性暴力等の被害発覚」については、被害の相談があった場合、児童生徒等が安心して話せる場所や環境に留意する。また、原則として複数の教職員での対応を行う。この聴き取りの際は、「誰に何をされたか」を基本とし、それ以上のことは児童生徒が自ら話す場合を除き、詳細に聴き取りを行うことは避けて実施していく。大事なことは、児童生徒に寄り添って、聴き役になることであると考えている。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。「(2)相談を受けた職員」についてである。原則として速やかに管理職に報告をすることとする。場合によって、警察への通報、対応窓口への報告を直接行うことも考えられる。また、聴き取った内容を正確に記録に残す必要があることから、

記録をする際は、相談を受けた日時に加え、児童生徒の言葉をそのまま記録することが大切であると捉えている。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。「(3)管理職」の対応についてである。職員から報告を受けたら速やかに性暴力等対応窓口へ報告し、被害児童生徒と加害者の分離、「校内対応・支援チーム」の人員・設置を速やかに行っていく。また、被害児童生徒の保護者にも速やかに連絡し、情報を共有することが大切であると捉えている。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。「(4)校内対応・支援チーム」については、管理職を中心に、校内のセクハラ相談担当職員やスクールカウンセラー、担任や学年主任、養護教諭等をメンバーとして、被害児童生徒の保護、支援及び学校内での必要な調査を担うこととなることから、支援、調査についても性暴力等対応窓口と連携して進めていきたいと考えている。同時に、被害児童生徒及び保護者を支援するために、ワンストップ支援センターを紹介する等、関係機関との連携も進めていく。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。「(5)教育委員会」の役割についてである。事実関係の確認や調査に際しては、早期から警察とも連携し、弁護士や臨床心理士等専門家の協力を得つつ実施していく。特に、被害児童生徒への聴き取りに関しては、児童生徒の負担を軽減する観点から、聴取方法や時期、回数について留意し、慎重に実施する必要がある。加えて、学校の支援チームと連携して児童生徒や保護者の支援を行ったり、学校の教育活動を円滑に継続するために、学校への支援や教職員のメンタルケアについても必要な措置を講じたりしていくこととなる。

児童生徒に対する性暴力等はあるべきではないことである。まずは、そのようなことが起こらないよう、効果のある研修等を実施し、未然防止に努めていきたい。万が一起こってしまった際には、本対応フローに基づき、迅速かつ適切に対応を進められるよう、各学校に周知していく。また、現時点では、文部科学省からの指針のみであるが、今後、性暴力等の防止等に関する体制や対応について、国や県の動向を注視していく、と概要を説明

馬場委員

教育委員会内に、窓口がきちんとあることは良いことだと思う。性暴力はあるべきではないことだが、例えば実際に起きた場合、児童生徒や保護者に対しては、どこが相談窓口となるのかについての案内はどのようにしているのか、と質問

合田学校教育課長

今回示したフローは、学校の対応について示したものである。児童生徒への相談窓口の周知に関しては、例えばセクハラ相談窓口等の案内を現在も行っているところであるが、改めて相談窓口についてまとめた上で、年度末や年度始め等に周知をするよう検討しているところである、と回答

馬場委員

実際にこういったことが起きた時に、私が該当する生徒の保護者であった場合はどこに相談するだろうと、9月の議題であがった時から考えていたが、例えば学校の先生から性暴力等を受けた場合、学校に相談するのは抵抗があるかもしれないと感じた。どこに相談するかと考えた場合、私なら警察にまず相談するのではないかと思った。そう考えると、情報を得た職員にまずは報告をするという、職員に対する研修指導も大切だが、児童生徒や保護者に対しても、相談先は学校だけではないということを知ったほうが良いと思うので、その辺りも今後盛り込んでいただけると良いと感じる、と発言

合田学校教育課長

窓口の周知について、確実に行っていきたい。また、学校の対応について、職員に対しても周知していく、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(4) 習志野市運動部活動の地域移行について

(指導課)

本間指導課長

報告事項(4)「習志野市運動部活動の地域移行について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。本市の地域運動部活動の目的は、資料に記載の3点である。報道等では、教員の働き方改革が中心に扱われているが、部活動を楽しみにしている生徒にとって、活動を保障し、これまでの習志野の教育が築いてきた部活動を生徒・教員共にやりがいをもって活動できるものになりたいと考えている。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。移行期間中の部活動の実施形態・指導者については、各学校の部活動に指導者を配置し、これまでの活動環境を維持しながら実施していく。指導者については、習志野市スポーツ協会と連携を図り、各スポーツ協会から派遣する者、指導を希望する教員の兼職兼業者、部活動支援員の活用等を想定している。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。令和5年度は、「特色ある学校づくり推進事業」として各学校に公募の上、募集の有無を確認し最大3つの部活動を地域移行していく予定である。令和5年度を地域部活動の研究・検証期間として、今後の地域移行の資料としていく。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。令和5年度の実施部活動については、公平性を保つため、指導者報償費、指導者・生徒の保険については市費で実施していく。指導者の選出については、学校長と協議の上、技術指導だけでなく、部活動をとおして人格形成ができるよう適任者を選出する。また、今までと変わらない部活動の運営ができるように総括責任者は学校長に依頼し、研究を進めていく。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。実施部活動決定から実施までの大まかな流れについて、決定後は学校長とヒアリングを実施し、指導者の決定、実施方法等の確認を行い、スムーズに実施できるように準備していく。

スライド資料4ページ目を御覧いただきたい。部活動の地域移行においては、多くの課題が想定される。様々な角度から研究・検証し、これまで習志野の学校教育が築いてきた部活動の良さを生かし、生徒・保護者・教職員にとって魅力的な「習志野スタイル」を築けるよう地域移行を推進していく、と概要を説明

古本委員

少し前に進めるようになり、安心しているのと同時に懸念がある。つまり、学校で行う部活動はスポーツのみで、勝つことのみを目標にやっているプロではなく、教育活動の一環であることを考えた時に、強ければそれでいいのか、それとも他のことも含めて学んでいくのかという話になってくる。やはり教育活動の一環として行っていくと考えた場合に、他の要素も含めて、部活動についてどのように考えていくのかという話になってくる。今までは教員が指導してきたが、指導員は教員ではないわけだから、教育活動における部活動の位置づけやセクハラ・パワハラ等やってはいけない事を含めた指導員向けの研修について、今後どのように行っていくのか予定があれば教えていただきたい、と質問

本間指導課長

子ども達にとっては、どういった大人と接していくのか、一番繊細な時期であるため非常に重要なことと捉えている。候補となる指導員に対しては、面接等をきちんと行っていこうと考えている。また、学校経営方針とも大きく関わってくることであるため、学校長とも連携しながら選んでいきたい。なお、現在も指導課から部活動支援員をお願いしているところである。年に1回研修をしていく方針であるが、来年度の実施時期については、見直しを図り適切な時期に実施をし、こちらから依頼をしていくにあたり、御指摘があった点を確実に伝えられるようにしていきたいと考えている。ただし、平日の活動がなかなか難しい指導員もいるため、その辺りを考慮に入れながら研修計画を進めていきたいと考えている、と回答

古本委員

非常に重要な施策だと思っている。何か起きた時には影響も非常に大きいと思うので、二度とやり直すことのできない子ども達の教育なのだから、研修も含めてよく考えて、慎重に進めていただきたい、と要望

高橋委員

生徒や保護者の気持ちもとても大事だが、教員が地域移行に関してどう考えているのかということをしっかり把握して、改革していくことも重要だと思う。教員の中には、部活動の面倒を見たくて教員になったという方もいると思う。逆に、本当は授業づくりを頑張りたいのに、部活動で授業の準備に支障があって大変だ、あるいは自分の家庭生活が犠牲になってしまっているという方もいると思う。地域移行について、教員がどのように考えているのかを調査しているのか。教員の意向を掴んでいるのか知りたいがいかがか、と質問

本間指導課長

運動部活動の地域移行に係る国の施策に対して、中学校の教員がどのような考えを持っているかというアンケートをとった結果からは、賛成の声の方が多かった。また、検討委員会の中でも、先生方の声を聞くことももちろん、他市の動向を踏まえながら、子ども達の声も聞いていくことも必要なのではないか、という意見もあがっている。今後も、現場の声も聞きながら進めていきたいと考えている、と回答

高橋委員

教員のなり手ということを考えた場合に、しっかりと授業に臨める、あるいは自分の生活も両立できるということを社会に示せない、とどんどん有望な人が教員という職業から逃げていってしまうし、実際に今そういったことが起こっていると思う。そういう意味で、ただ地域移行をすればいいという単純なものではないし、その成果や保護者の考えについてもしっかり掴む必要があると思う。トラブルが起らないように、ぜひうまく進めていただきたい。

また、「今までと変わらない」という説明があったが、変わっていかねばならない部分もあると思う。先日参加した、千葉県実施の運動部活動の地域移行をテーマとした動画研修会で、例えば、朝と夜の両方の練習はやめようとか、土曜日と日曜日の両方の練習はやめようといった説明を聞いて、そもそも朝・夜と土曜日・日曜日に部活動をやっているのかと驚いた。また、保護者の中には、塾にはお金を出すが、土曜日・日曜日の部活動になぜお金を払わなければならないのかというような声が強いようで、これについては理解に苦しんだ。簡単にはいかないと思うが、教育委員会、教員、生徒や保護者を含めて、今の体制について変わっていかねばいけないということを、ぜひ考えていただきたいがいかがか、質問

本間指導課長

御指摘のとおりだと思っている。現在、地域移行の前であるが、中学校の部活動を見ていると、職員の退勤時間を早めたり、部活動を行わない日を決めたりするという試みを行った結果、時間外勤務を短縮できるようになったという報告もあった。こういったことを積み重ねていながら、教育委員会がその試みを広め、いただいた御意見を踏まえながら、今後の研修計画等含めて検討を進めていきたいと考えている、と回答

馬場委員

例えば土曜日・日曜日の両方とも部活動を行っていたものを、片方だけにすることで、週に1回休みの日を作るといった取り組みは、ここ数年でどの中学校もやってきているはずである。一方で、練習量が減ることによって、試合で勝てなくなってしまうのではないかと、コンクールで良い成績が出せないのではないかとといったような、不安な思いを持っている子ども達の声も耳に入ってきている。こういったことを考えると、地域移行にあたり、学校での部活動の時間が減った分をカバーするという意味では、地域移行していくことも期待が持てると思う。部活動の時間が減ったことで喜んでいる子もいれば、そうではない子もいるという現実を加味して、子ども達の心に寄り添っていただいた上で地域移行の話を進めていただきたい、と要望

本間指導課長

先日の検討委員会では、子ども達の思いをしっかりとくみ取っていかうということが、提言としてあった。今後、御指摘のとおり、子ども達の気持ちも加味して進めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) ICTマイスター育成事業について

(総合教育センター)

安村総合教育センター所長

報告事項(5)「ICTマイスター育成事業について」、説明する。ICTマイスターの育成事業は、これまでの個人の力を伸ばす研修だけではなく、各学校でICT活用を推進するリーダーを育成することで、校内のOJTを活発にし、習志野市全体の底上げを図ることを目指している。他市には、あまり見られないめずらしい事業であると捉えている。

資料1ページ目を御覧いただきたい。右側の図のとおり、これまでのタブレット端末活用の課題である教職員のコンピューターへの苦手意識、授業等での活用方法がわからない等に対しては、総合教育センターが主催でICT活用教育研修を実施してきたところである。今年度は、情報モラル教育の進め方や基本的な活用の研修を5回実施した。また、活用している教職員はいるが、その活用がなかなか広がらない等の課題もあった。これらの課題に対して、先進的にICTを活用している教職員をICTマイスターの候補生として研修を年6回実施し、うち5回はICT活用教育研修と合同で行い、うち3回はトレーナーとして受講生に対し支援・助言を行った。そして、年1回以上の授業研究を行って、活動事例を広めるなど、ICT活用を推進する力を育成したところである。今年度ICTマイスターとして認証するのは、各学校から第1期生として、小中学校それぞれ9名の合計18名、2期生として、各学校から1名の合計23名の選出された教職員である。本年1月25日には、ICTマイスター認証式にて、教育長より認証状を授与する予定である。

資料3ページ目を御覧いただきたい。活動実績についてであるが、「5 研修」の表は実際に行った研修内容である。そのうち、第3回、第4回、第5回は、夏休みにICTマイスター2期生がトレーナーとして参加し、希望や悉皆として集まった教職員に具体的な操作を指導したり、質疑応答をし

たりした。

資料4ページ目を御覧いただきたい。実際の様子と、受講者に実施したアンケート結果を掲載している。円グラフから、「①理解が深まったか」では97%、「②2学期に活用できるか」では96%、「③2期生の指導はどうか」では97%と、肯定的な回答を得ることができた。ICTマイスターが各学校で実施した校内研修の内容の例は、体育の授業での器械運動におけるタブレット端末の活用の仕方など、各校の研究に合わせた研修や、TeamsやOneNoteなどのアプリの授業での使い方など、各学校で工夫して行った。

資料5ページ目を御覧いただきたい。「7 成果と今後の取組」について、まず、成果としては、ICTマイスターが積極的に授業を展開し校内に広めたり、研修を企画し実施したりするなど、ICT教育の推進リーダーとしての意識の向上が図られたことがあげられる。(3)の表のとおり、ICTマイスターの活動を学校で組織的、機能的に校内体制を整え取り組んだ学校もあり、これらの学校では大きく活用が伸びた。(4)では、資料6ページ目に掲載の「教員のICT活用指導力チェックリスト」で、平均値が5.1ポイント上昇したことがわかり、ICTマイスター2期生の指導力向上が図られた。このチェックリストは、年度末に文部科学省が全職員を対象に行う、ICT活用指導力調査の項目を参考にしたものである。

今後に向けては、各学校に校内体制を整えてもらうとともに、ICT学習指導員やICT支援員との連携を深め、指導技術の向上を図っていきたくと考えている。また、総合教育センターでは、ICTマイスター同士の交流、総合教育センターとの連絡、資料等の共有を図り、情報が交換できる場を設定し、さらなる充実を目指していく。そして、教職員のICT活用指導力の向上を図ることにより、本市の児童生徒の学力向上に向けて「わかる授業」を推進していく。「わかる授業」を推進していく中で、児童生徒が情報活用の実践力を身に付け、理論的に考えていく力、情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成を図っていきたく。なお、本市教員のICT活用指導力が向上したかどうかの目安については、年度末に文部科学省が全職員を対象にして行う、ICT活用指導力調査を数値化し、確認していきたくと考えている、と概要を説明

赤澤委員

これは現場の先生がマイスターになって、自分の学校や他校の先生に教えていき、ICTの底上げを図るという趣旨の取り組みと理解してよいか、と質問

安村総合教育センター所長

御認識のとおりである。現場の先生が、市内の研修講師をして、そのスキルを各学校に広めていくことを目的とした取り組みである、と回答

赤澤委員

マイスターになった先生は、通常の授業を行いながらマイスターの活動も行うということか、と質問

安村総合教育センター所長

そのとおりである。研修については夏休みを中心に行い、通常は校内研修という形で、小規模で少しずつ行ったり、わからなかった時に教えたりするといったような繋がりができればと考えている、と回答

赤澤委員

全体の仕組みとしては良いと思うが、先生の負担を考えた時に、機器を使うことが得意な先生の負担が増える方向に行くとすると、良い点ばかりではないと思う。負担に感じながらも献身的に

取り組んでくれる先生方にとってメリットはあるのか、と質問

安村総合教育センター所長

御指摘のとおり、現在ではそういった状態になっているとも言える。しかし、これを毎年続けていき、マイスターの人数が増えていくことで研修等の質も変わっていくことが考えられる、と回答

赤澤委員

先生方の視点に立って、なるべく無理のないように行っていただきたい。基本的には底上げが目的であるとのことだが、デジタル機器に全く不慣れな先生方に教えるということになると、やはり大変であると思う。底上げではなく、むしろ重要なのは、ICTの活用に関してもっと先進的に、例えば、今までできなかったことが新しいソフトによって可能となった等の研究していくことではないのか。新しい試みであるとか、使える先生方の交流の場を作って刺激し合うような環境を作るとか、そういった考え方もあると思うので、底上げに関してはどこまで取り組んでいく必要があるのか、個人的には少し疑問である、と発言

安村総合教育センター所長

マイスター同士の交流の場等について、来年度以降検討していきたいと考えている、と回答

古本委員

赤澤委員の意見と重なるところであるが、マイスターになる先生方への評価が重要であると思う。民間企業であれば、新しい仕事を与えて、周りに教えていくこととなったら、それなりの評価がなければやらないはずである。まして、働き方改革が唱えられているにも関わらず、それがボランティアのような状態で、自分達は努力をして技術を身に付けたのに、それを人に教えてあげてほしいとなったら、それに対して何の評価ももらえないのは疑問を感じる。ボランティアに頼ってしまうのは、賛成できない。教員の出世の仕組みがどのようになっているかはわからないが、やはりそれに見合うだけのものを何か評価としてあげないと、長続きしないと思う。生徒以外に、学校の中に教員という生徒ができるも同然で、仕事はどう見ても増えてしまい、本来の仕事もあるのに負担が増えていく一方である。評価に関しては、金銭的なものでなくても、何かしらの形で評価してあげるというシステムを作っていく必要があると思うが、何か考えているものはあるか、と質問

安村総合教育センター所長

教育長から認証状という賞状をマイスターにお渡しする形で功績を評価していくが、それ以外の部分については、学校教育課とも連携しながら検討していきたい、と回答

古本委員

非常に難しいことなので、すぐに答えは出ないと思うが、ぜひ評価をしてあげてほしい。若い先生方が担い手となることが予想されるが、評価されることによってさらに育っていくと思うので、そういう先生方のやりがいになるような評価をぜひ考えてほしい、と発言

合田学校教育課長

学校教育課としては、マイスターへの金銭的な手当での対応というのは、中々考えにくいところではあるが、ICTマイスターとなった際には、それを人事評価に反映することで評価していけるようにしていきたいと考えている、と回答

馬場委員

誰かが指導的な立場に立つことによって、いろいろな技術が広がっていくと思うので、このように制度化していただくことは個人的にはとても良いと思っている。赤澤委員や古本委員の御意見を聞いて、評価に関してはぜひ先生方に対して報いてあげていただきたいと感じた。気になった点としては、資料4ページ目で「①理解が深まったか」の円グラフで、少数ながら理解が深まっていない先生方がいらっしゃることである。先生方の技術力が、ひいては児童生徒に等しく同じような教育をしていくことに繋がると思うので、そういった先生方のフォローをぜひお願いしたい、と要望

安村総合教育センター所長

そのように心掛けていきたいと思う、と発言

小熊教育長

ICTマイスターについて、今はこのように取り上げて報告しているところだが、将来的には全ての教員にICTマイスターになってもらわなければならない時代が来るのではないかと考えている。また、学校訪問で授業を見ている中で、特に、若い先生方はICTを駆使した授業をしていて、その姿は非常に自信を持って教えている様子であった。恐らく、事前の準備や児童生徒へのコーディネート等含めて、多くの経験を積んでいるからだろうと感じた。今後、こういった取り組みを生かし、ICTのみならず、例えば、特別支援教育コーディネーターなど中心になる人を軸として、様々な分野での試みをしていくことによって、全体の力が上がっていくと考えているので、今後も多くの御意見をいただきたいと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

議案第2号 文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について (社会教育課)

宮崎生涯学習部主幹

議案第2号「文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について」、説明する。市内に存する文化財を、市指定文化財に指定する目的は、その保存並びに活用を図るために必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに地方文化の進歩に貢献することにある。今回の議題の藤崎富士講社の富士塚については、平成30年度から3回に渡って、文化財審議会の委員に対して、情報提供を行い、意見をいただきながら進めてきたものである。この度、関連事項の調査が終了したことから、習志野市文化財保護条例の規定に基づき、習志野市指定文化財に指定したいと考えている。指定に際しては、「教育委員会は、あらかじめ習志野市文化財審議会の意見を聞くものとする」との規定により、今回、習志野市文化財審議会に諮問することについて御審議いただくものである。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。藤崎富士講社の富士塚は、藤崎1丁目の県指定史跡堀込貝塚内に位置しており、江戸時代末期に藤崎富士講社の講員の手によって造られたものである。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。富士塚は、地図上では、中央の赤丸で表示した位置に所在している。藤崎森林公園の裏側、企業局から見ると北東方向である。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。富士講とは、江戸時代に成立した霊峰富士を祀る民衆信仰の一つで、定期的に行われる「拝み」と呼ばれる行事と、富士登拝を行う集団で、江戸を中心とした関東で流行したものであり、藤崎富士講社は現在も活動を続けている市内で唯一の富士講の団体である。左上の写真は、「拝み」の様子である。左下の写真は、昭和3年の日付が入った奉納幕で、これをめくると富士講の御本尊である「御身抜」と呼ばれる掛け軸が現れ、

ここに向かって講員が「拝み」を行う。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。富士塚とは、信仰対象である霊峰富士を模してつくられた人工の塚のことで、ここに登山することにより、実際の富士山に登山することと同様の御利益を得られるとされており、富士登拝の願望を持ちながら、老齢や身体的なことなど様々な理由により登山できない人々のために造られたと言われているものである。

スライド資料3ページ目下段及び4ページ目上段を御覧いただきたい。以上の事柄を勘案し、習志野市文化財保護条例における民俗文化財の定義である、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」のうち、習志野市文化財保護条例における「市にとって重要なもの」に該当すると考えられることから、有形民俗文化財として習志野市指定文化財に指定しようとするものである。

スライド資料4ページ目下段及び5ページ目上段を御覧いただきたい。現在、習志野市指定文化財に指定されている9件を紹介していく。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。実叻3丁目遺跡から出土した縄文土器である。現在、市庁舎1階展示ケース及び埋蔵文化財調査室に展示している。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。谷津貝塚出土品のうち墨書土器で、奈良時代を中心とした時代のものである。現在、総合教育センターに展示している。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。谷津貝塚出土品のうち銭貨、鈴、焼印である。これらは、金属製品であることから腐蝕防止のため、市庁舎5階市史編さん室に収蔵している。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。令和元年度に文化財に指定された、ドイツ俘虜関係資料のうちボトルシップで、企画展などの際に展示したことがある。現在、市庁舎5階市史編さん室に収蔵している。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。鷺沼古墳は、習志野市役所旧庁舎跡地の南側の丘陵地に所在しており、古墳時代後期の豪族の墓と考えられている。左側の写真の建物に覆われている。右側の写真が古墳の中の状態である。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。左側の写真は、藤崎正福寺の大イチョウである。市役所から企業局に向かう通り沿いにあり、樹齢は400年と推定されている。右側の写真は、海苔養殖用具一式であり、谷津漁業組合から寄贈されたものである。現在、総合教育センターに保管している。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。本議案の対象である富士塚の遠景の写真である。周りは畑で、大きな木に覆われている。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。富士塚の全体像である。黒ボクと呼ばれる富士山の溶岩で作られている。

スライド資料9ページ目下段を御覧いただきたい。富士塚の模造図で、鳥居から入ると正面に塚があり、登山道となっている。右側に御胎内と呼ばれる洞穴がある。また、現在は一部が剝離しているが、小御嶽神社の石碑があり、さらに山頂に祠がある。神社の境内に入っていくような作りとなっており、敷地内に入り自由に見学していただくことが可能である。なお、所有者の藤崎富士講社の代表の方にも、指定文化財に指定された場合にはその旨を周知するため、今よりも見学の方が多く訪れることが想定される、ということはお伝えしているところである。

以上、「藤崎富士講社の富士塚」を習志野市指定民俗文化財にすることの可否について、文化財審議会にて審議の後、答申をいただく。仮に問題がなければ、その答申を受け、改めて教育委員会会議に文化財指定の議案を提出するという運びになる、と概要を説明

古本委員

千葉県内や地方に行く機会が多いが、若者達やお年寄り達の講のような様々な講があること

は知っていたが、習志野市にこういった講があることは知らなかった。地方にある講が今はあまり人が集まらず、無くなりかけているという話をよく聞く。そのような中、習志野市には、まだこういった文化が残っているのは非常に重要で残す意味があると思うので、ぜひ諮問していただきたい、と発言

宮崎生涯学習部主幹

昔は習志野市内で活動している講がいくつもあったようだが、今はこの富士講社のみとなっている。現在、21人の講員がいるので活動として成り立っているが、他市の講は人数が減っており、活動できていない状況である。そういう意味でも非常に貴重であると認識している、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第3号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について（教育総務課）

中野教育総務課長

議案第3号「令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、説明する。資料2ページ目を御覧いただきたい。団体名は、習志野市立習志野高等学校男子バレーボール部である。全日本バレーボール高等学校選手権大会、いわゆる春高バレーで全国第3位の功績を収めたため、表彰状授与候補者としたものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(3)及び議案第1号については非公開。
ただし、議案第1号については令和5年2月16日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(3) 令和4年度いじめ重大事態調査結果について

(指導課)

報告事項(3)は終了した。

議案第1号 令和4年度教育費予算案(3月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第1号「令和4年度教育費予算案(3月補正)について」、説明する。本議案は、令和4年度教育費3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。資料1ページ目を御覧いただきたい。3月補正については上段の表に記載のとおり2点あり、「小学校大規模改造事業」と「新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業」である。1点目の「小学校大規模改造事業」については、谷津南小学校の大規模改修工事の費用を計上したもので、事業費は3億1千954万2,000円である。2点目の「新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業」については、学校における感染症対応のための費用で、事業費は4千110万4,000円である。なお、これら2事業については、本

年度3月補正での対応であるため、令和5年度に全ての事業費を繰り越し、実際には令和5年度に執行するものとして、今回計上させていただくものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言